

広島県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の11第1項の規定により，指定講習機関として指定を受けた次の者の指定を取り消したので，指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第15条の規定により，次のとおり公示する。

平成25年1月24日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

名 称	住 所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所		特定講習の種別	取消年月日
			名 称	所 在 地		
熊野自動車学校 有限会社	安芸郡熊野町平谷 二丁目17番10号	永山 洋介	熊野自動車学校	安芸郡熊野町平谷 二丁目17番10号	初心運転者講習	平成24年12月26日